

子育てふれあいひろば

8日は育児講座を開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565 (直通)

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



◆パクパクッキング(取り分け食) (8日)

日	月	火	水	木	金	土
		1 ひろば	2 ひろば	3 親 子	4	5
6	7	8 講 座	9 ひろば	10 親 子	11	12
13	14	15 ひろば	16 ひろば	17 親 子	18	19
20 春分の日	21 振替休日	22 ひろば	23 ひろば	24 親 子	25	26
27	28	29 ひろば	30 ひろば	31 親 子		



申込	対象	講師時間
※限定10組	6ヶ月～1歳半まで のお子さん(離乳食未完了) 市役所栄養士	午前9時30分～11時30分

※育児講座を詳しく知りたい方はお問い合わせください。

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時 (月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時 (月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里

●会場：財部保健福祉センター 9日：財部交流館

育児講座 午前9時30分～11時30分 ●会場 8日：大隅弥五郎伝説の里

医療費などの還付金詐欺にご注意ください

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

- ▽「お金が返つてくるので、携帯電話を持つてATMへ行くように」と言わされたら還付金詐欺です。
- ▽「手続きをするために必要」などと言って口座番号や暗証番号、資産の情報や家族構成などを聞き出そうとする手口もあります。電話でこれらの情報を聞くかれた場合は詐欺を疑ってください。
- ▽詐欺被害を未然に防ぐには、普段から留守番電話に設定しておき、必要に応じてかけなおすようになる方法も有効です。
- ▽相手の言った話や電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで自分で電話番号を確認して、関係機関に問い合わせましょう。

この手口は、電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言つて、スーパーやコンビニなどの現金自動受け払い機(ATM)に誘導しますが、**還付金がATMで支払われるることは絶対にありません。**

【事例】
自宅に市役所の職員を名乗つて電話があり「医療費を還付する案内のはがきを送っているが、届いていないか」と言わされた。「届いていない」と答えると「こちらで受け付けている。近くのコンビニに行って、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するよう」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままATMを操作したが、出てきた明細を見ると、約100万円を振り込んだことになっていた。(60代・男性)

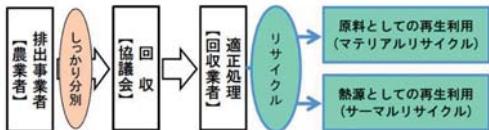
農業用廃プラスチック類の適正処理について

「廃プラ」は大切な資源です！必ず分別を！

お問い合わせ先

経済課・各支所産業振興課

本庁 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938



ハウスビニール、ポリマルチ等の梱包方法



塩化ビニールの見分け方 統一マークの表示



マークのないものはすべてポリエチレン

使用済みのマルチやハウジニールなどの農業用資材は『産業廃棄物』で、不法投棄や野焼きは法律で禁止されています。違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこれらの併科といった厳しい罰則規定があります。

曾於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が定期的に回収を行っていますので、これらを利⽤して適切に処理しましょう。

肥料袋等の梱包方法



曾於市債権管理条例の制定に関するお知らせ

お問い合わせ先

財政課 ☎ 0986-76-8803

市の債権とは

市税、保険料、上・下水道料、市営住宅や施設等の使用料、保育料、奨学金等の償還金、事業等の分担金、貸付金の返納金、返還金等の市が管理する債権です。

条例の目的と内容

市民の皆さんのがんばりを確保するため、理由なく滞納されている方への対処方法について、事務手続きに必要な事項を定め、債権の市が管理する債権です。

どう変わるのか

納付期限内に納付がない場合、延滞金または遅延損害金が課され、悪質と判断される方については差押え等の強制徴収や裁判所による強制執行を、保証人が付されている債権については保証人への請求を、市営住宅については明け渡し等の処分を行います。

この条例に基づき事務手続きを行いますが、何らかの理由で納付が困難となつた場合は、そのままにせず、必ず各担当課へご相談ください。

また、災害等の特別な理由で納付が困難となつた場合は、延滞金や遅延損害金の減免措置や納付の期限を延長または猶予する等の措置もありますので、その都度ご相談ください。

市の財政の健全化と市民負担の公平性を確保し、市が保有する全ての債権の適正な管理と未収金の縮減を図るために、曾於市債権管理条例を制定し、平成28年4月1日から施行します。

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめは音声ガイドが対応します)

国民年金 ~こんなときには届出を~

◆自営業・学生など (第1号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届出先
住所、氏名が変わった		市役所

◆会社員・公務員 (第2号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職した (60歳未満の方)	第1号被保険者	市役所
退職し、1日も空けずに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務地
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先

◆会社員・公務員に扶養されている配偶者 (第3号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届出先
年収が130万円以上になった/雇用保険受給者になった	第1号被保険者	市役所
配偶者が退職し、第1号被保険者になった		
離婚等で扶養から外れた		

届け出忘れにご注意ください!

春は、就職・転職・進学など異動の多い季節です。その節目には国民年金の種別も変更になることがあります。原則として、変更のあったときから14日以内に届け出をお願いします。届け出を忘れ、未納期間を作つてしまわないようご注意ください。

上記に該当する方や届け出忘れが心配な方は、年金事務所または市役所各支所国民年金係にご相談ください。

学生納付特例制度の手続きはお済みですか?

学生納付特例制度とは、前年所得が一定以下である20歳以上の学生の方が申請することができます。手続きの際は、在学証明書または学生証(コピー可)、印鑑(認印)をお持ち下さい。(申請を忘れた場合も、2年1ヶ月前まで遡って申請できます)一度申請を済ませておくと、在学予定期間内は毎年3~4月に次年度分の申請書(ハガキ)が郵送で自宅に届くようになります。この申請書を返送することで、窓口にお越しのたまかなくても継続の申請ができます。必要事項を記入し、必ず返送するようにしましょう。

ただし、学校が変わった場合や申請書が届かない場合は改めて申請する必要があります。

鹿屋年金事務所による年金相談

期日	時間	場所	予約先	
3月 9日(水)	午前10時~ 午後3時	大隅支所別館2階大会議室	大隅支所 市民係	099-482-5923
4月 26日(火)		本庁 1階会議室	本庁 国民年金係	0986-76-8805

※鹿屋年金事務所による移動年金相談が上記の日程で開かれます。相談は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はお受けできません。また定員になり次第、締め切ります。



税チャンネル ~納税があなたを支えます!~

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

月別	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料(1号)	後期高齢者医療保険料	上下水道料	納期限
区分	普通徴収	一	一	普通徴収	普通徴収	普通徴収	一	
4月								5月 2日
5月		1期	全期				1期	5月 31日
6月	1期			1期	1期			6月 30日
7月		2期		2期	2期	1期	2期	8月 1日
8月	2期			3期	3期	2期		8月 31日
9月		3期		4期	4期	3期	3期	9月 30日
10月	3期			5期	5期	4期		10月 31日
11月		4期		6期	6期	5期	4期	11月 30日
12月	4期			7期	7期	6期		12月 26日
1月				8期	8期	7期	5期	1月 31日
2月				9期	9期	8期		2月 28日
3月							6期	3月 31日

平成28年度

各種税・料の納期について

平成28年度の各種税・料の納期は次の表のとおりです。

※納付については便利な口座振替をご利用できます。口座振替をご利用の方は、各期の納期限が振替日となります。

期限内に納められない場合は、早めに納税相談等を行ってください。

当し、所有状況を申告する必要があります。

固定資産税の課税対象となるのは、次のとおりです。

①個人（住宅用）10kw以上

家屋の屋根上などに経済産業省の認定を受けた設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電している場合。

固定資産課税台帳縦覧・閲覧のお知らせ 縦覧・閲覧期間

平成28年4月1日（金）～5月31日（火）

午前8時30分～午後5時15分

場所
本庁税務課、各支所地域振興課税務係

※土・日・祝日の閉庁日を除く

固定資産課税台帳は、土地、家屋等に関する事項や28年度の税額など、重要な事項が記載されています。ご自分の資産を確認するためにも、ぜひ縦覧・閲覧をしてください。

※縦覧・閲覧には運転免許証等の身分証明書の提示が必要です。また、同居の家族以外の縦覧・閲覧については委任状が必要です。

太陽光発電設備等に係る固定資産税（償却資産）の課税について

太陽光発電設備は、償却資産に該

◆再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置

固定価格買取制度認定を受け取得している場合は、固定資産税の課税標準額の特例が適用されます。適用期間や軽減措置、必要書類はお問い合わせください。

所有する太陽光発電設備が、固定資産税の課税対象になるかわからぬ場合や、申告方法等についてご不明な点がありましたら、税務課固定

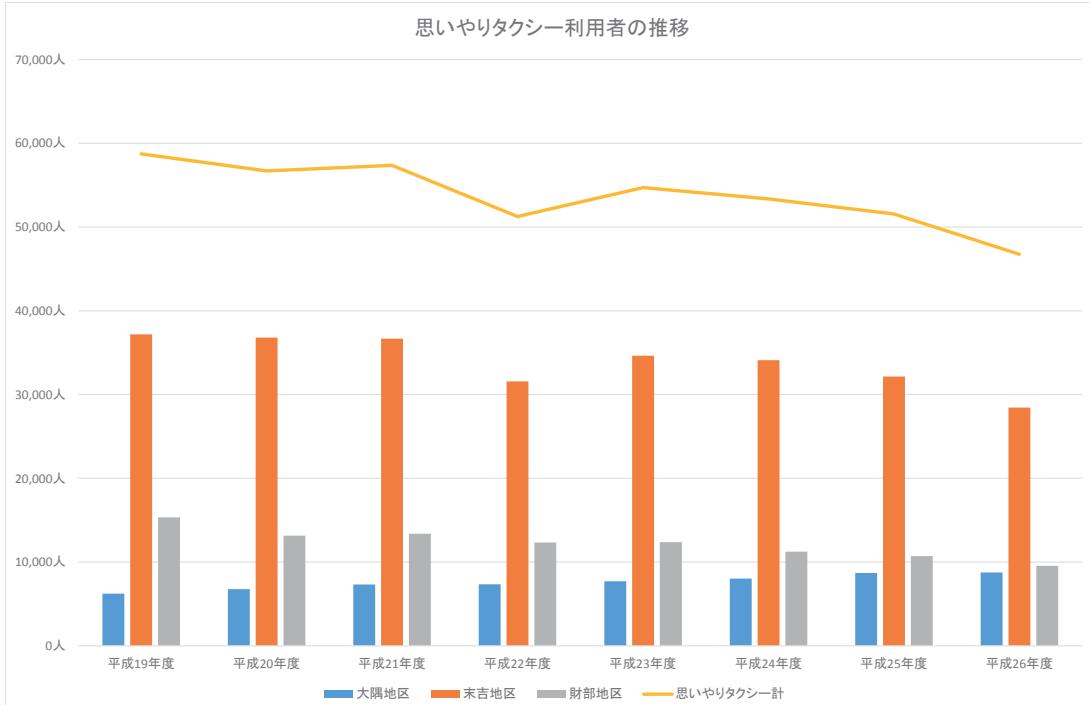
乗ってみましょう「思いやりタクシー」

市内3地区で運行中！



公共交通機関の空白地域の解消や、高齢者を含む交通弱者の交通支援策として、地域と主要施設をつなぐ思いやりタクシーを運行しています。平成19年3月からは、市内全域3地区で運行を開始しています。

地域の大重要な交通手段として維持していくためにも、多くの皆さんのご利用をお願いします。



利用者が減っています
平成19年度は58733人の利用がありましたが、平成26年度は46750人と約12000人の減となってています。
大隅地域は、少しずつ利用が増えていますが、末吉・財部地域は年々減少しています。

- ◆ **運行ルート**
- ▽ 大隅地域 10コース
- ▽ 財部地域 7コース
- ▽ 末吉地域 9コース
- ※ 詳細は時刻表記載
- ◆ **無料乗車券**
- 運転免許証を自主返納された方に3年間の無料乗車券を交付しています。
- ▽ 200円(子ども100円)
- ◆ **運賃**
- 停留所新設予定(28年5月)
- 未吉地域運行分
- ▽ 野田公民館(南之郷線)
- ▽ 川内団地前(大隅支所線)
- ▽ 寺園公民館(蓑原線)
- ▽ 持留(青松段線)
- △ 大隅地域運行分

曾於市大隅

弥五郎の里桜まつり(焼肉大会)

平成28年

日時 4月3日(日) 12時～15時

会場 弥五郎伝説の里(多目的広場) ■雨天決行
■受付:午前11時 (大型テント特設会場)

■参加料 1,000円 (肉・野菜・おにぎり付)
前売券販売(当日券なし) ※飲物別途

★持込み可

○ 販売開始 2月15日(月)から売出し
先着500名 (売切次第終了)
※受付時間:午前9時～午後5時



■販売場所

- 曾於市商工会 (各支所)
- やごろう農土家市 (道の駅)
- 弥五郎ふれあい館



★プログラム★

- ・12時10分～ 大隅弥五郎太鼓 (オープニング)
- ・12時30分～ 覚照保育園「ゆうぎ」
- ・12時50分～ 大隅中学校吹奏楽「演奏」
- ・13時10分～ 「そお星人」と「そお太くん」のコラボ
- ・13時30分～ 大隅弥五郎太鼓 (第2弾)
- ・13時50分～ 抽選会
- ・14時10分～ カラオケ大会



そお星人もやつてくよ



そお太くん

大隅弥五郎太鼓・ゆるきやら「そお星人」等の出演等

★その他色々な出店もあります。

会場案内



主催 「弥五郎の里桜まつり」実行委員会

●連絡先 商工会(大隅支所) TEL (099) 482-1432
曾於市大隅支所産業振興課 TEL (099) 482-5950



鹿児島県の最低賃金 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も労働者も

◆地域別最低賃金

鹿児島県最低賃金	時間額	効力発生日	適用範囲
	694円	平成27年10月8日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

◆特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	732円	平成27年12月16日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ①18歳未満または65歳以上の方 ②雇入れ後6ヶ月未満で技能修得中の方 ③次に掲げる業務に主として従事する方 イ 清掃または片付けの業務 ロ 手作業、手工具、小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ぱり取り、刻印または選別の業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給または取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	762円	平成27年12月10日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ①18歳未満または65歳以上の方 ②雇入れ後6ヶ月未満で技能修得中の方 ③清掃または片付けの業務に主として従事する方
百貨店 総合スーパー	694円	【注釈】 百貨店、総合スーパーの最低賃金額693円は、鹿児島県最低賃金額694円を下回ったため、平成27年10月8日から鹿児島県最低賃金額694円以上の支払いが必要です。	

【問い合わせ先】

鹿児島労働局賃金室 ☎ 099-223-8278 鹿児島労働基準監督署 ☎ 099-214-9175 鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385

広告

J A バンク 給与振込キャンペーン2016

キャンペーン期間 平成28年2月1日(月)～平成28年5月31(火)



J A で給与振込口座を新たにご指定いただくと、
鹿児島県内で先着1,600名様に
松下奈緒 J A バンクオリジナルQUOカード
5,000円分をプレゼント!!

詳しくは、お近くのJA各支所の貯金窓口までお問合せ下さい。

※ J A バンクのキャッシュカードなら、全国の J A バンク ATMで入出金取引を終日無料でご利用いただけます。



【お問い合わせ先】 JAそお鹿児島（本所）Tel 099-482-6812 （大隅支所）Tel 099-482-6811
(財部支所) Tel 0986-72-3114 (末吉支所) Tel 0986-76-7702

高齢者・障害者の雇用に関するお知らせ !!

鹿児島労働局

★ あなたの会社は 希望者全員が65歳まで働く制度になっていますか？

少子高齢化が急速に進行する中、平成25年度から老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることに対応し、働く意欲のある高年齢者を活用して労働力として確保するため、希望者全員の65歳までの雇用確保を目的に高年齢者雇用安定法が改正され、平成25年4月から施行されています。

高年齢者雇用安定法では、法定定年年齢を60歳以上としつつ、65歳までの雇用確保措置として、以下のいずれかの措置の実施を事業主に義務付けています。

（経過措置制度あり。）

- ① 定年年齢の65歳への引き上げ
- ② 60歳以上の定年後、65歳までの継続雇用制度の導入
- ③ 定年制度の廃止

平成27年6月1日時点における65歳までの雇用確保措置を実施している鹿児島県内の企業の割合は98.6%（従業員31人以上規模を対象に調査）となっています。

30人以下規模の企業についても同様に、①～③の雇用確保措置の実施が事業主に義務付けられています。

従業員を一人でも雇用する事業主の皆様で上記の①～③の雇用確保措置を未実施の企業は、早急に制度を導入し、その内容を定めた就業規則等の改訂をお願いいたします。

★ 障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります！

- ◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定【施行期日 平成28年4月1日】。

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではありません。

※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負いません。

- ◎ 必要があると認めるときは、厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

今後、労働政策審議会障害者雇用分科会の意見を聴いて、具体的な内容は指針を策定。

なお、禁止される差別や合理的配慮の内容として、以下のものなどが想定されます。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	<input type="radio"/> 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否することなど
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	<input type="radio"/> 障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと <input type="radio"/> 賃金を引き下げる、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと <input type="radio"/> 研修、現場実習をうけさせないこと <input type="radio"/> 食堂や休憩室の利用を認めないとなど

【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	<input type="radio"/> 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫することなど
施設の整備、援助を行う者の配置など	<input type="radio"/> 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること <input type="radio"/> 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること <input type="radio"/> 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと <input type="radio"/> 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更することなど

今月の“ぞお味しゅらん★★★”

● パティスリークレール
「ゆずシフォン」「柚ケーキ」

「ぞお味しゅらん★★★」では、曾於市商工会の紹介で、市内飲食店の人気メニューを紹介しています。

今月は大隅町八合原にある「パティスリークレール」のいちおしメニュー「ゆずシフォン」と「柚ケーキ」を紹介します。

「ゆずシフォン」・「柚ケーキ」

「ゆズシフォン」は柔らかくフワフワした食感で、「柚ケーキ」はしつとりした味わいが特徴です。2品とも曾於市産のゆずを使用。手作りのゆずピールと新鮮なゆず皮で芳醇な香りを引き立てています。食べた瞬間にゆずの上品な風味が口の中に広がり、自然と明るい笑顔になります。

商品はひとつずつ、すべて心を込めた手作りで1個からでもお買い求めいただけます。

春の行楽日和に、香り豊かなゆずスイーツはいかがでしょうか？

パティスリークレール	
定休日	（月2回）不定休
住所	T E L .. 099-479-3520
営業時間	午前10時～午後7時
場所	大隅町下窪町97



店舗入口

いちおしメニュー



「ゆズシフォン」単品125円（税込）
「柚ケーキ」単品160円（税込）

vol.22

市民ウォーキング

日 時 平成28年3月10日(木)(雨天決行) 午前10時～

集 合 大隅弥五郎の里野外ステージ

コース 大隅弥五郎の里周辺コース

持参する物 運動できる服装、ウォーキングできる靴、リュック、帽子、飲物等

お問い合わせ 曾於市役所保健課健康推進係 ☎ 0986-76-8806



ご寄附がありました

(1月受付分)

● 曾於市思いやりふるさと寄附金
(ふるさと納税)

550件 964万2000円

この寄附制度は、平成20年度に始まり、平成28年1月末時点での

8億3515万4631円
4万4390件
となりっています。寄附者の意向に沿った事業に活用させていただいている

● 山中貞則顕彰記念事業寄附金

寄附の申し出はありませんでした。

この寄附金は、末吉町深川の故山中貞則先生の自宅を購入し、顕彰記念館として管理運営していく経費に活用させていただいている。平成22年度に始まり、平成28年1月末時点での

567件 2億9166万8827円
となっています。寄附金目標額は、5億円です。

